

東日本大震災の被害者の特許法第十七条の三の規定による願書に添付した要約書の補正等についての
権利利益に係る満了日の延長に関する政令要綱

第一 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第四項（平成八年法律第八十五号）の規定に基づき、東日本大震災の被害者の特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）に係る権利利益に係る満了日の限度となる日を平成二十三年八月三十一日から平成二十四年三月三十一日に延長すること。

第二 この政令は、公布の日から施行すること。